

A 研究目的

近年の子どもの虐待における研究や実践の到達点のなかで、早期の段階での支援の重要性が提起され、それが一般的となりつつある。

こうしたなかで、虐待が発生することそのものを防ぐ手立てもさることながら、虐待が発生した後においても、虐待の進行を防ぎ、重症化に対していかに歯止めをかけるかについても、今後詳しく検討されなければならない重要な課題となる。同様に、「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証研究」の平成20年度研究報告において、「家族と子どもを取り巻く経済的格差の拡大と生活の不安定化が進行し、家族の直面する問題はより複合化している。したがってこの複合的な困難の構造を明らかにし、不利と困難の連鎖をどこで食い止め、虐待の深刻化を防ぐかを検討することは、不可欠の作業となる¹⁾。」と、虐待の重症化を防止する具体的な検討に着手する必要性を提起している。

そこで本報告では、子どもの虐待において重症化を防ぐ方策を検討する手立てとして、重症化に関連している要因は何なのか分析することを通じ、その基礎的な資料を提示することを目的とする。そうすることを通じて、本研究が目指した虐待の深刻化を防ぐ検討作業の一助としていきたい。

B 研究方法

本報告の目的を達成するために、北海道に設置されている、9か所の児童相談所に訪問し、当該事例の相談記録を閲覧し、調査票に沿って転記作業を行い整理した。転

記と整理作業においては、個人情報が特定されないよう倫理的配慮を行った。

整理作業を実施した後に、分析を行った。分析作業は以下のとおりである。

分析ソフトは、SPSS ver. 16 を用いた。

1. 転記作業を行った119ケースを対象として、虐待の重症度と、調査票に掲載されているその他の項目についてクロス集計を行い、同時に χ^2 二乗検定を行った。
2. 1.の分析作業のなかから、5%水準ないしは1%水準で関連がみられたものを抽出し、その整理を行った。

また重症度判断は以下のとおりである。

生命の危機あり：身体的虐待等によって、生命の危機にかかる受傷、ネグレクト等のため衰弱死の危険性があるもの。

重度：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じている可能性のあるもの。

中度：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

軽度：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係に重篤な病理が見られない。

危惧：暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

C 研究結果

1. 全体的な概要

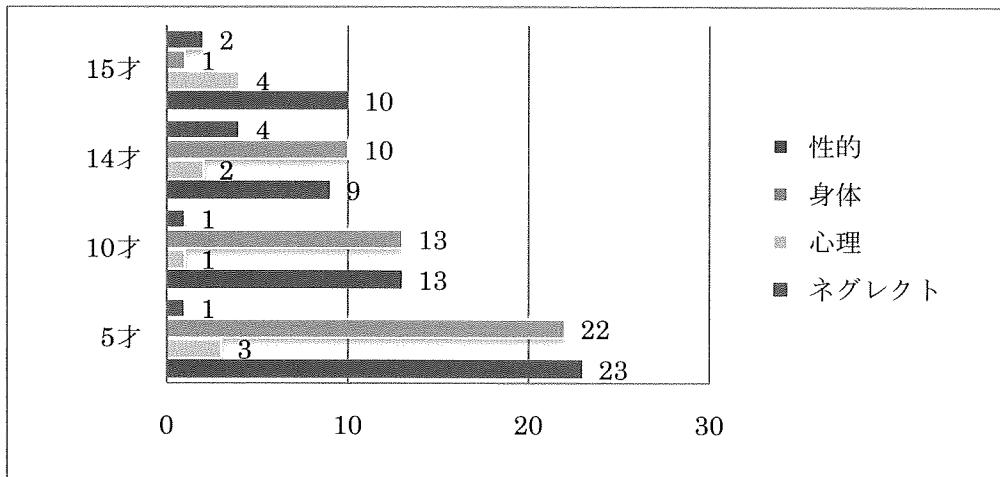


図1 年齢区分と虐待種別 n=119

(χ^2 値 18.391^a df 9 p 0.031)

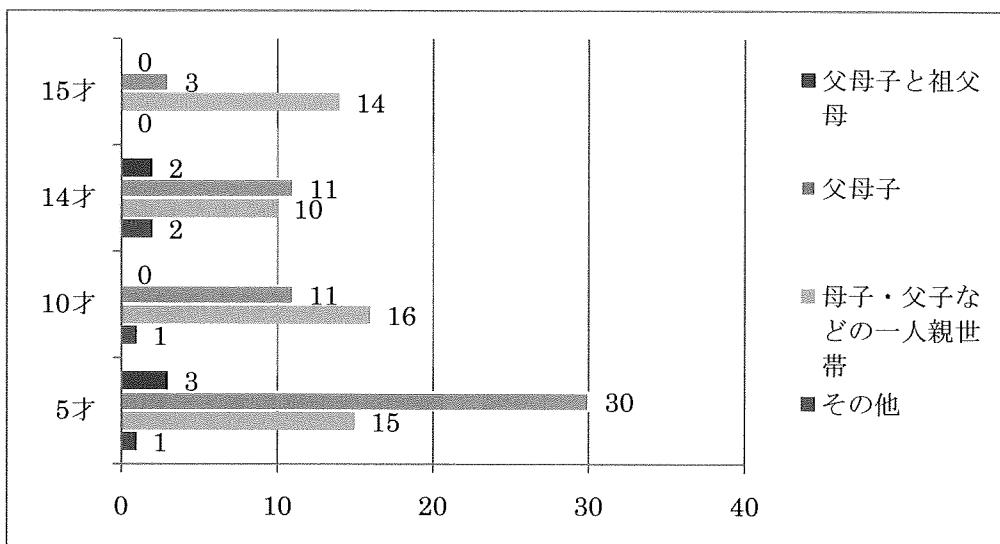


図2 年齢区分と家族構成 n=119

(χ^2 値 19.634^a df 9 p 0.020)

図1により、通告時の年齢と虐待の種別をみる。5才の時の通告が他の年齢と比較しても、件数として一番多くみられる。ネグレクト23件、身体的虐待22件、心理的虐待3件、性的虐待1件と、幼少期に虐待が多発していることが把握できる。また、

5才、10才、14才ともに、ネグレクトや身体的虐待が多発している状況がみられるが、15才ではネグレクトが10件、心理的虐待4件、性的虐待2件、身体的虐待1件と、ネグレクトが突出している実態が把握される。年齢と虐待種別には関連もみられている。

図2では年齢区分と家族構成をみる。5才では、父母子の家族構成が30件と一番多くなる。次いで、母子・父子などの一人親世帯が15件と、半数に減少している。しかし10才では、一人親世帯が16件と最多となり、次いで父母子の家族構成が11件となっており、5才の時の状況と反転する。

14才では父母子の家族構成が11件、一人親世帯が10件と同程度となっているが、

15才になると、一人親世帯が14件と再び増加し、父母子の家族構成3件の4倍強と高まっている。子どもの年齢が上がるにつれて、父母子の家族構成から母子・父子の一人親世帯へと、家族の基盤が薄らいでいることが把握できる。

2. 虐待の重症度との関連

(1) 子どもの状況と虐待の重症度との関連

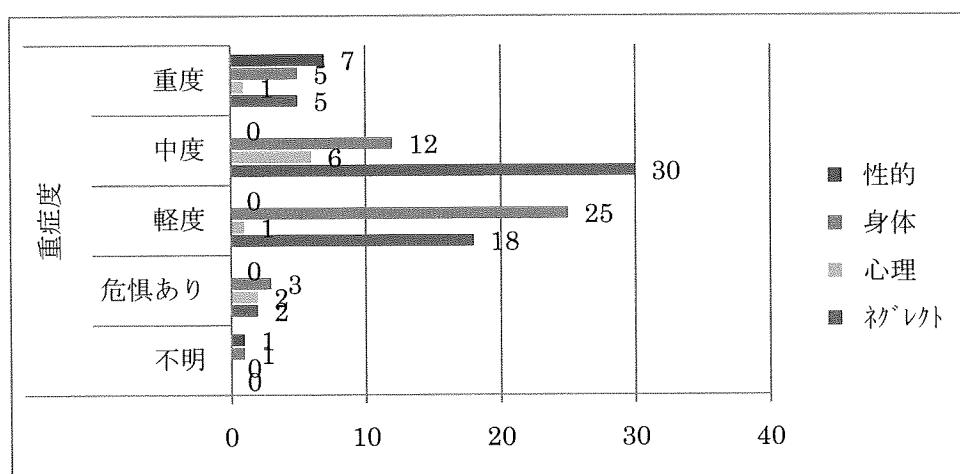


図3 重症度と虐待種別 n=119

(χ^2 値 54.609^a df 12 p 0.000)

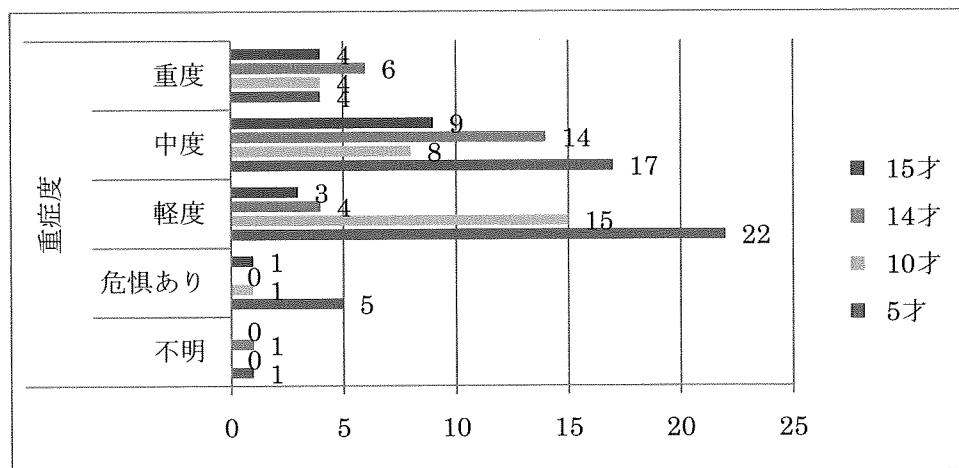


図4 重症度と年齢区分 n=119

(χ^2 値 20.190^a df 12 p 0.064)

ここから、虐待の重症度と子どもとの関連をみていく。虐待の重症度と虐待種別をみた場合（図3）、軽度では、身体的虐待が25件と最多となるが、いっぽうでネグレクトも18件存在している。しかし中度になるとネグレクトが30件と、軽度の場合と逆転する実態となる。虐待全体をみた場合でも、中度のネグレクトケースが件数として最多となっている。重症度が重度と進行すると、性的虐待が7件と最多となり、次いで身体的虐待やネグレクトが5件ずつとなっている。

虐待の重症度と虐待種別との関連をみると、1%水準で強い関連がみられている。

また資料までに、虐待の重症度と年齢区分をみてみる（図4）。重症度で危惧ありの場合、5才が5件と一番多くみられる。軽度の状態で5才が22件、10才が15件、14才が4件、15才が3件と続く。中度になると、5才が17件、14才が14件、15才が9件、10才が8件となっているが、重度に進行した場合、14才の6件を除いて、5才、10才、15才とも件数による差異はみられない。重症度と年齢区分との間に関連はみられなかつたが、どの年齢の子どもたちも、虐待が進行して深刻な家庭環境に置かれている実態が示唆される。

（2）家庭の状況と虐待の重症度との関連

ここでは、虐待の重症度と家庭の状況との関連をみていく。図5から、虐待の重症度と住宅の種別をみた場合、軽度では、賃貸での住まいが17件と最多となり、次いで公営住宅が11件、一軒家10件とほぼ同数となっている。重症度が中度になると、賃貸での住まいが20件、公営住宅が17件と、

一軒家7件、マンション2件とを大きく引き離す件数となる。重度になると、公営住宅が7件、賃貸が6件、一軒家が4件となっている。また虐待の重症度と住宅との関連も見出されている。

次に、虐待の重症度と生活困難な度合との関連をみる。図6から、軽度の場合、困難が18件、多少困難が16件、非困難が9件となっている。中度に重症化すると、生活が困難な家庭は35件、多少困難は8件、非困難は3件と、生活が困難な家庭が飛びぬけて件数が増加している。重度になると、生活が困難な家庭は、12件、多少困難は3件、非困難は1件となっている。重症度が危惧ありの場合、多少困難が5件、非困難が1件のみで、生活困難な家庭はみられない。

こういった結果から、軽度、中度、重度であっても、生活は困難な状況に置かれている家庭が一番件数として多い実態が確認できる。そのなかでもとりわけ中度に重症化した場合、生活困難な実態が突出して増加することから、虐待が中度、つまり継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な禍根を残すことが危惧される状態へと深刻化していくときに、家庭の状況としても、より深刻に生活困難な事態に陥っていくことが仮説として示唆される。

また虐待の重症度と生活困難な度合とは、1%水準で強い関連がみられていることから、より詳細な関連の分析が必要である。

さらに、虐待の重症度と転居歴の有無との関連をみた場合（図7）、軽度では転居歴がある件数が27件と一番多くみられ、転居歴無は13件のほぼ2倍である。中度では、

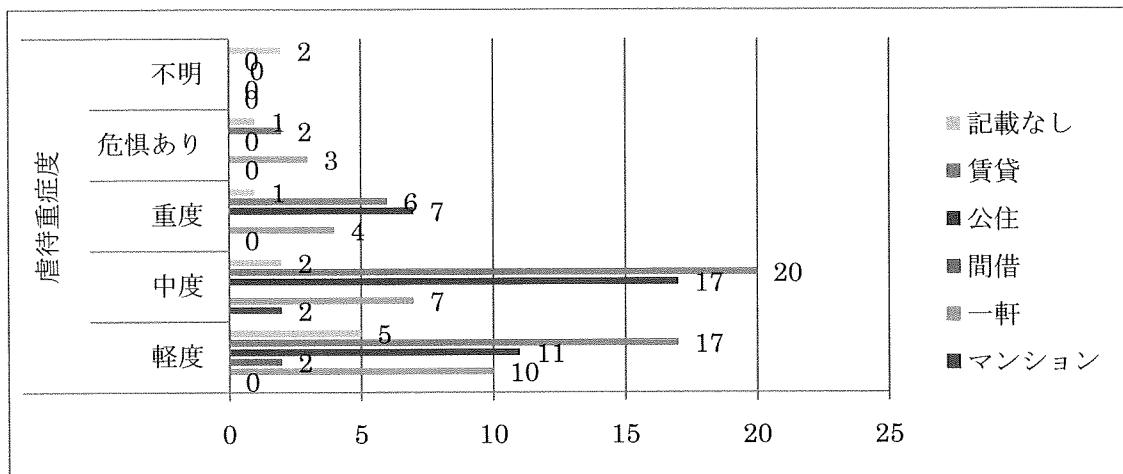


図5 重症度と住宅の種別 n=119

(χ^2 値 35.065^a df 20 p 0.020)

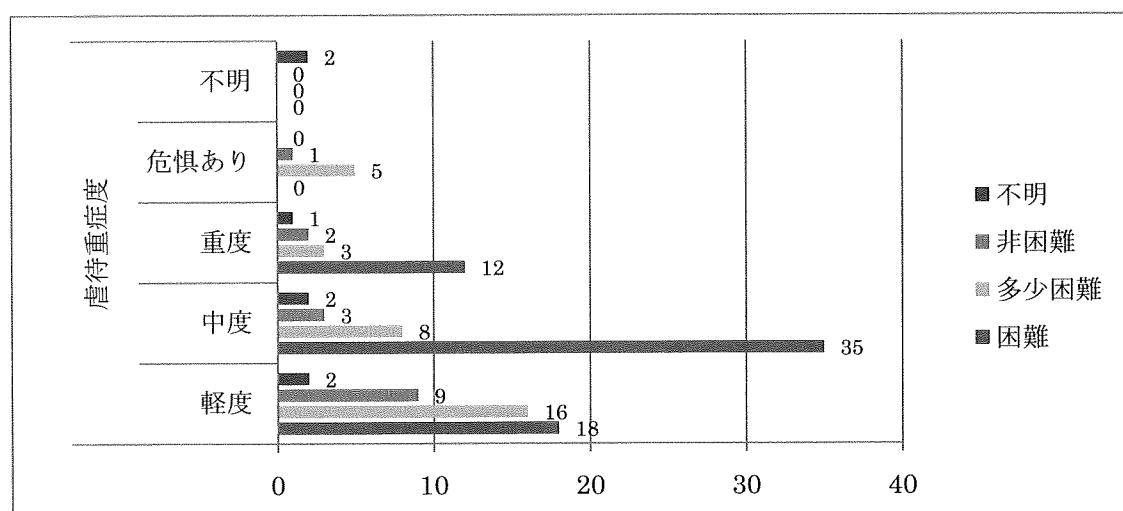


図6 重症度と生活困難の度合い n=119

(χ^2 値 55.743^a df 12 p 0.000)

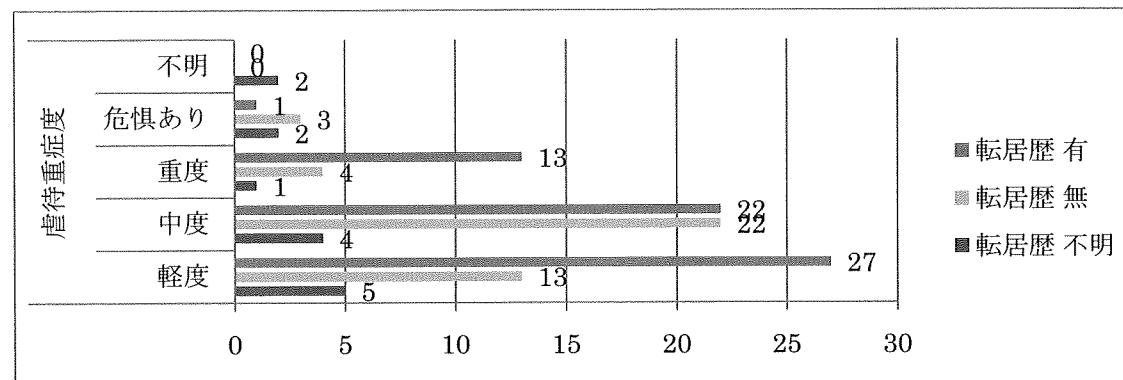


図7 重症度と転居歴の有無 n=119

(χ^2 値 25.369^a df 8 p 0.001)

転居歴がある件数と転居歴がない件数が22件と同数となっている。重度になると、再び転居歴がある件数が13件となり、転居歴がない4件の3倍強となっている。

また重症度と転居歴の有無との関連もみられる。

(3) 養育者の状況と虐待の重症度との関連

ここでは虐待の重症度と、養育者が出くわした生活上の出来事との関連をみていく。

まず虐待の重症度と養育者が解雇・失業を経験したかその有無との関連をみる（図8）。

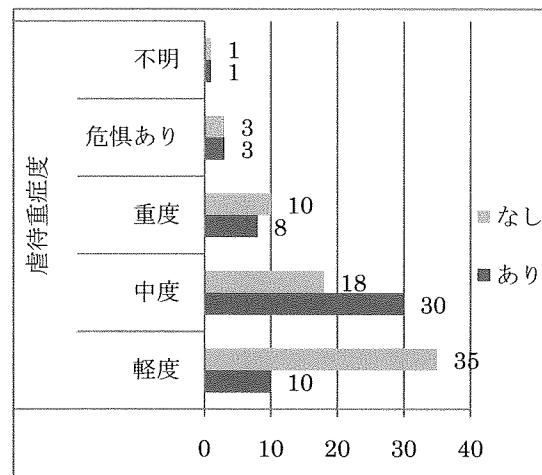


図8 重症度と養育者の生活上の出来事（解雇・失業）n=119
(χ^2 値 15.466^a df 4 p 0.004)

重症度が軽度の場合、解雇や失業の経験がない件数が35件と、経験がある10件を大きく上回っている。しかし中度に重症化した場合、解雇や失業の経験がある件数が30件、経験がない件数が18件と逆転している。重度では、解雇や失業の経験がない件数が10件と、経験がある件数が8件とほぼ同程度となる。重症度が危惧ありの場合は、3件ずつと同数となっている。先述し

た「図6の重症度と生活困難の度合い」の分析結果と同様に、虐待が中度へと重症化するその段階過程に、解雇や失業の経験をするという生活上の困難に直面していると言える。

また虐待の重症度と養育者の解雇や失業の経験の有無との関連が見出される。

次に虐待の重症度と養育者の経済的な問題の有無との関連を見る（図9）。

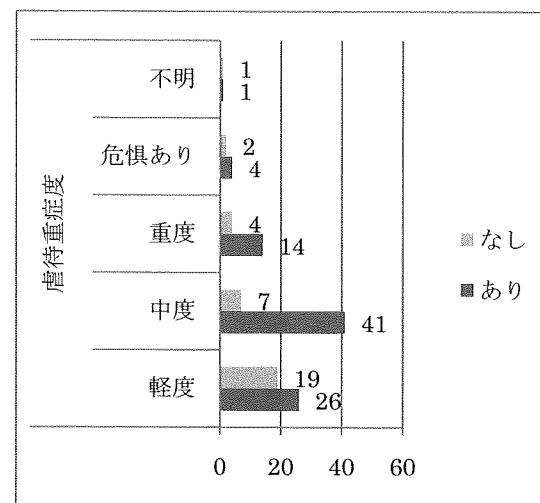


図9 重症度と養育者の生活上の出来事（経済問題）n=119
(χ^2 値 9.717^a df 4 p 0.045)

重症度が軽度の場合、経済問題がありの件数が26件、なしの件数が19件となっている。中度になった場合、経済問題ありの件数が41件と、なしの件数7件の6倍弱となる。重度の場合は、経済問題がありの件数が14件、なしの件数が4件、危惧ありの場合は、経済問題がありの件数が4件、なしの件数が2件と続く。経済問題の有無を問うた場合は、虐待の重症度にかかわらず、経済問題を抱えている件数が、経済問題がない件数よりも多くみられた。とりわけ、重症度が中度の場合に、件数が突出してお

り、やはり先述からの分析のとおり、虐待が中度へと深刻化するその段階過程に、経済的な問題も深刻化することが伺える。

虐待の重症度と養育者の経済問題の有無との関連も見出されている。

さらに虐待の重症度と養育者の離婚経験の有無との関連をみた（図 10）。

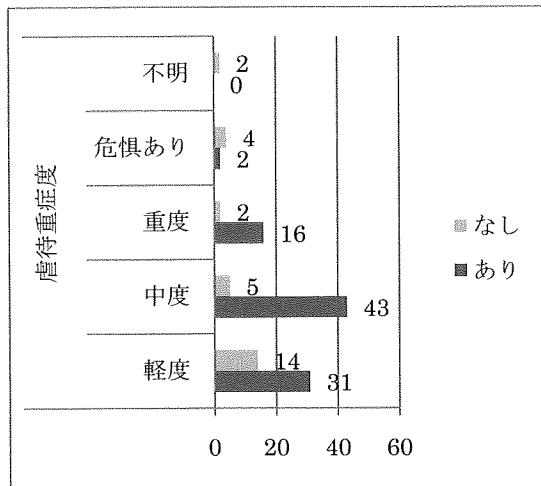


図 10 重症度と養育者の生活上の出来事（離婚） n=119
(χ^2 値 20.747^a df 4 p 0.000)

その結果、軽度の場合、離婚経験ありが 31 件、離婚経験なしが 14 件となり、中度の場合、離婚経験ありが 43 件、離婚経験なしが 5 件となっている。重度の場合、離婚経験ありが 16 件、離婚経験なしが 2 件となっている。虐待の危惧ありの場合、離婚経験ありが 2 件、離婚経験なしが 4 件と逆転している。

先述の分析結果と同様に、虐待が中度へと重症化する段階過程に、離婚という家族変動を経験することも一段と増加し、脆弱な家族構成への変動と虐待の重症化とが関連する実態が把握される。

また虐待の重症度と離婚の有無には強い関連が見出されていることからも、より詳

細な関連の検討が求められる。

最後に、虐待の重症度と養育者のけがや疾病の有無との関連を分析した（図 11）。

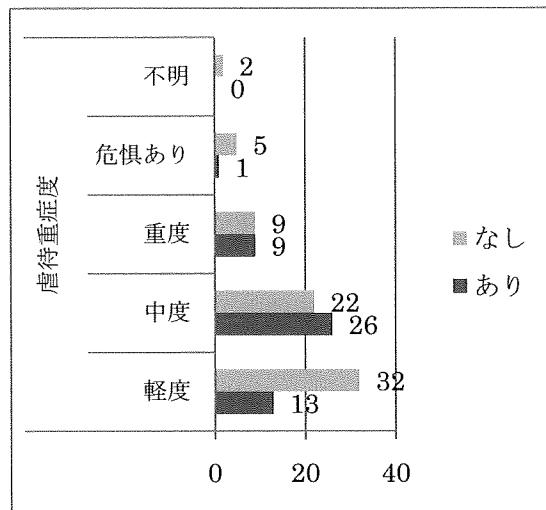


図 11 重症度と養育者の出来事（けが・疾病） n=119
(χ^2 値 9.616^a df 4 p 0.047)

重症度が軽度の場合、養育者にけがや疾病の経験がない件数が 32 件、経験がある件数が 13 件となっている。しかし、重症度が中度に上がると、養育者にけがや疾病の経験がある件数が 26 件と、経験がない 22 件を上回る結果となった。重度の場合は、疾病やけがの経験がある件数とない件数とが同数の 9 件となった。虐待の重症度が軽度から中度へ上がる段階で、養育者が、けがや疾病という健康を損なう経験が増加している実態が把握された。

D 考察および結論

本報告では、虐待の重症度とその他の項目との関連を分析し、関連がみられた項目を抽出して整理を行うことで、虐待の重症化にはどのような生活上の側面が関連しているのか把握すること目的とした。

分析の結果から、虐待の重症度と、子ども自身の問題や子どもが直面している困難との関連はみられないことが把握された。しかしいっぽうで養育者や家庭との困難を中心として広く関連がみられることが把握できた。

とりわけ、生活困難の度合いと虐待の重症度との間には強い関連が見出されており、今後、研究上の課題として、さらに深く生活困難と虐待の重症度との関連の分析が検討される必要がある。

さらに具体的には、虐待の重症度と、転居歴の有無や養育者の解雇や失業、経済的な問題、離婚、けがや疾病などという養育者の生活上の諸困難が虐待の重症度にも関わっている結果が得られた。

とりわけ、虐待が軽度から中度へ重症化するその段階過程において、養育者のこういった生活上の諸困難が表面化する、あるいは深刻化するといった様相も把握された。

結論として、虐待の重症度との関連は、養育者のおかげでいる状況を中心に、そして虐待が重症化していくそのプロセスのなかで浮き彫りとなりつつあったことから、虐待の重症化を防止する観点から、養育者が抱えている生活上の諸困難をできるだけ早期の段階で緩和する方策が効果的なのではないかという仮説が成立すると考え得る。

こういった基礎資料を基に、今後、虐待の重症化を防ぐ方策を検討する際には、養育者が抱える生活基盤上の問題に、できる限り早い段階で対処しうる方法や内容が検討される必要がある。

注

i 研究代表者 松本伊智朗（2009）平成20年度厚生労働省科学研究報告書（政策科学総合研究事業）「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」p.3

平成 21 年度厚生労働科学研究報告書（政策科学総合研究事業）

『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的 困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』

研究代表者 松本伊智朗

分担研究報告（I 社会的不利・生活困難と子ども虐待）

2 子どもの虐待と家族関係—ステップファミリーの分析を通して—

中澤香織（北海道大学大学院教育学院博士後期課程）

研究要旨

子どもの虐待は、親や子どもの心身機能など個別に抱える問題と家族内の人間関係などが作用しあう問題であり、家族の変動に伴う家族員の葛藤もリスク要因のひとつである。本報告では、子どもの虐待と家族再形成の過程における人間関係との関連を明らかにすることを目的に、家族類型による虐待種別、虐待者について検証する。全調査報告における父母子家族から、子どもを連れて再婚した家族いわゆるステップファミリーを分離し、全体ケースを再分類することによって家族内の力動と虐待の関係を分析した。結果は次の通りである。

- ① 家族の変動を経験しているケースが多く、ステップファミリーは 29 例（24%）と高い割合であった。
- ② 家族類型により虐待の種類は異なり、ステップファミリーでは身体的虐待が多く、母子家族ではネグレクトが多かった。
- ③ ステップファミリーにおける虐待者は継父が最も多かった。
- ④ ステップファミリーでは子どもの年齢が高くなるにつれ、継父からの虐待が増えていた。
- ⑤ 実母が虐待者となっていた割合は、母子家族、実父母家族、ステップファミリーの順に減少していた。
- ⑥ ステップファミリーにおける継父の虐待の背景には、養育者や子どもの心身機能の要因は少なく、家族内の力関係が関係していた。

子どもに対する虐待には、ドメスティック・バイオレンスが起きる要因と同様に、家族内の支配・被支配関係との関連が示唆された。子ども虐待の対応にはジェンダー視点が必要と考えられる。

A 研究目的

子ども虐待には、家族の経済状況、子どもや養育者である親の心身機能の状態など多くの要因があるが、個々人の抱える問題の他、親族・近隣とのつながりの有無や家族内における人間関係などが複雑に関わっていると考えられている。平成20年度厚生労働省科学研究報告書「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」(松本報告)によれば、子どもへの虐待が発生した家族の多くが家族関係の変動を経験しているという。

家族の変動は、成員が自らの人生を自由に選択する行為の結果であり、それ自体否定されるものではない。しかし家族の再形成の過程で起こる家族員間の葛藤は、家族のなかで力の弱い存在である子どもに対する暴力という形となって表れることも考えられる。子どもが育つ環境としての家族は、現在どのような状況にあるのだろうか。家族が家族であろうすることは、子どもの虐待にどのような意味を持っているのだろうか。

松本報告からは、家族の脆弱性、家族関係の複雑さ、生活困難など多くの問題が明らかになってきており、子ども虐待への対応には個々の特性の把握はもちろん、家族の関係性への理解も重要であると考える。

そこで本報告では、家族の変動と虐待の発生について、家族類型による虐待の様相を検証し、家族内における力関係と子どもへの虐待の関連を明らかにしていく。分析は主に親が子連れで再婚した家族、いわゆるステップファミリーを中心に行なう。

B 方法

本報告では、子どもに対する虐待の要因としての家族関係を捉るために、家族の変動に着目し、全ケースを家族類型によって再分類した。分析は主に受理時にステップファミリーであったケース29例に焦点を当てて行なう。ステップファミリーとは、親が前の結婚において生まれた子どもを連れて再婚したことによって形成された家族である。

全119ケースを見ると、離婚歴があるものが92例(77%)と、家族の変動の経験が高いことが分かった。ただし、この離婚歴は調査対象の家族が形成される以前のものも含まれるため、91例すべてが再形成された家族であるということではない。離婚歴を持つ親が再婚した後に当該児童が出生している場合は、受理時の家族構成は実父母家族となり、ステップファミリーとは分類されない。虐待が起った家族における親の婚姻関係の複雑さという点においては、本調査における離婚歴を持つ親の割合の高さは注目すべきことであるが、ここでは離婚経験自体は分析対象とはしない。

まずステップファミリーをはじめ全ての家族類型別に虐待者の特徴を捉え、次に家族変動を経験したグループとしてステップファミリーを分析し、家族の変動と子どもへの虐待の関係を検証した。分析項目は家族類型と虐待の種別、家族類型と虐待者、虐待通告と家族の変動である。

C 結果

(1) 家族類型と虐待状況

調査対象全ケースについて表1の通り家族類型別に示した。ステップファミリーは

29 例 (24.4%) と多く、実父母家族 33 例 (27.7%)、母子家族 49 例 (41.2%) に次ぐケース数であった。全体報告において受理時に実父母家族と分類されていたうちの約半数が、親の再婚によって再形成された家族であることが分かった。さらにステップファミリーの内訳を見ると、実母/継父家族が 24 ケース、実父/継母家族が 5 ケースであった。

祖父母と実父母家族は 2 例 (1.7%)、父子家族 3 例 (2.5%)、その他家族 3 例 (2.5%) であり、ケース数が少ないため分析は困難であると考える。

家族類型を虐待種類別に見たものが表 2 である。ステップファミリーを見ると、身体的虐待 55.2%、ネグレクト 17.2%、心理

的虐待 10.3%、性的虐待 17.2% と、身体的虐待が多いという特徴が見えた。全 119 ケースでは、身体的虐待 38.7%、ネグレクト 46.2%、心理的虐待 8.4%、性的虐待 6.7% であり、ステップファミリーでは、身体的虐待と性的虐待が多く発生していることが分かった。母子家族の特徴はネグレクトが多いことである。母子家族の生活困難は各種の調査で明らかになっているが、養育環境を整えることができない厳しい生活から虐待と判断される状態になっていることが考えられる。実父母家族の種別割合は全ケースと同様であった。このように家族構成により虐待種別の偏りがあることから、家族員の関係性と虐待の関連が示唆される。

表 1 家族類型別ケース数

	ケース数	パーセント
ステップファミリー	29	24.4%
実父母家族	33	27.7%
祖父母+実父母家族	2	1.7%
父子家族	3	2.5%
母子家族	49	41.2%
その他家族	3	2.5%
合計	119	100%

(2) 家族類型別にみた虐待者

次に家族類型別に虐待者をみていくと、表 3 の通りであった。全 119 ケースにおける虐待者は、実母 57.1%、継父 16.0%、実父 12.6% であり、最も多い虐待者は実母であった。しかしステップファミリーでは継父 18 例 (62.1%)、継母 4 例 (13.8%)、実母 5 例 (17.2%)、実父 1 例 (3.4%)、その

他 1 例 (3.4%) と、継父の割合が高かった。ステップファミリーをさらに実母/継父型と実父/継母型に分けると、実母/継父型の虐待者は継父が 75%、実母 20.8% に、実父/継母型では継母 80%、実父 20% となり、虐待者として継父母の存在がさらに見えてくる。このことはステップファミリーにおける関係形成の困難性を示すものであると考

えられる。

表2 家族類型別虐待種別

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
ステップファミリー	16 (55.2%)	5 (17.2%)	5 (17.2%)	3 (10.3%)	29 (100%)
実父母家族	14 (42.4%)	16 (48.5%)	1 (3.0%)	2 (6.0%)	33 (100%)
祖父母実父母	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	0	2 (100%)
父子家族	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0	0	3 (100%)
母子家族	14 (28.6%)	29 (59.2%)	1 (2.0%)	5 (10.2%)	49 (100%)
その他家族	0	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0	3 (100%)
合計	46 (38.7%)	55 (46.2%)	8 (6.7%)	10 (8.4%)	119 (100%)

表3 家族類型別の主な虐待者

	主な虐待者						合計
	実父	実母	実父母	継父	継母	その他	
ステップ	1 (3.4%)	5 (17.2%)	0	18 (62.1%)	4 (13.8%)	1 (3.4%)	29 (100%)
実父母	8 (24.2%)	16 (48.5%)	9 (27.3%)	0	0	0	33 (100%)
祖父母	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	0	0	0	2 (100%)
父子	2 (66.7%)	0	1 (33.3%)	0	0	0	3 (100%)
母子	3 (6.1%)	44 (89.8%)	0	1 (2.0%)	0	1 (2.0%)	49 (100%)
その他	0	2 (66.7%)	0	0	0	1 (33.3%)	3 (100%)
合計	15 (12.6%)	68 (57.1%)	10 (8.4%)	19 (16.0%)	4 (3.4%)	3 (2.5%)	119 (100%)

実父母家族では実父母が共に虐待者であるものが 28.1%、実父が 25%、実母が 46.9%であった。実母の割合は約半数と高いが、全ケースと比較すると実母は少なく、実父の数が多い。

母子家族の虐待者は 89.8%と圧倒的に実母である。これは母子家族では家族内の成

員が母親と子どもだけであることから、家族が抱える問題や親子間の葛藤が子どもに向かられることが考えられる。同じ実母が家族類型の違いによって虐待者となる割合が異なることは、家族構成における実母の立場の違いによるものとも考えられる。

表4 家族類型別の主な虐待者かつ虐待種類別

種別	家族類型	主な虐待者						合計
		実父	実母	実父母	継父	継母	その他	
身体	ステップ	1 (6.3%)	2 (12.5%)	0	11 (68.8%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)	16 (100%)
	実父母	7 (50.0%)	3 (21.4%)	4 (28.6%)	0	0	0	14 (100%)
	祖父母	1 (100%)	0	0	0	0	0	1 (100%)
	父子	1 (100%)	0	0	0	0	0	1 (100%)
	母子	1 (7.1%)	12 (85.7%)	0	1 (7.1%)	0	0	14 (100%)
	合計	11 (23.9%)	17 (37.0%)	4 (8.7%)	12 (26.1%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	46 (100%)
ネグレクト	ステップ	0	3 (60.0%)	0	2 (40.0%)			5 (100%)
	実父母	0	11 (68.8%)	5 (31.3%)	0			16 (100%)
	祖父母	0	1 (100%)	0	0			1 (100%)
	父子	1 (50.0%)	0	1 (50.0%)	0			2 (100%)
	母子	0	29 (100%)	0	0			29 (100%)
	その他	0	2 (100%)	0	0			2 (100%)
	合計	1 (1.8%)	46 (83.6%)	6 (10.9%)	2 (3.6%)			55 (100%)
性的	ステップ	0			5 (100%)		0	5 (100%)
	実父母	1 (100%)			0		0	1 (100%)
	母子	1 (100%)			0		0	1 (100%)
	その他	0			0		1 (100%)	1 (100%)
	合計	2 (25.0%)			5 (62.5%)		1 (12.5%)	8 (100%)
心理的	ステップ	0	0			3 (100%)	0	3 (100%)
	実父母	0	2 (100%)			0	0	2 (100%)
	母子	1 (20.0%)	3 (60.0%)			0	1 (20.0%)	5 (100%)
	合計	1 (10.0%)	5 (50.0%)			3 (30.0%)	1 (10.0%)	10 (100%)

(3) 虐待種別に見た虐待者

家族類型別の虐待者をさらに虐待の種類別に表したものが表4である。ケース数としては身体的虐待 46 例とネグレクト 55 例が多く、心理的虐待 10 例と性的虐待 8 例が少なかった。種別ごとの虐待者の割合には以下の特徴があった。

性的虐待 8 例では虐待者は実父か継父

であり、すべて男性である。ケース数が少ないとセクシュアリティに関するこことであり虐待者の性別に偏りが生じることから、他の虐待種別との比較・分析は難しいが、身体的虐待と性的虐待には、家族内における男性の力による支配との関連がうかがわれる。

心理的虐待 10 例の虐待者は、全体的に

は継母 3 例 (30%)、実母 5 例 (50%) であり、母親が多い傾向があり、特にステップファミリーでは 3 例全てが継母であった。

ネグレクト 55 例では、虐待者が実母であることが目立った。母子家族 29 例 (100%)、実父母家族 11 例 (68.8%)、ステップファミリー 3 例 (60.0%) とその割合に差はあるが、どの家族類型においても実母が最も多かった。

身体的虐待 46 例を見ると、ステップファミリー、実父母家族、母子家族のケース数が拮抗していたが、最も多い虐待者はステップファミリーでは継父、実父母家族では実父、母子家族では実母と、異なっていた。身体的虐待の虐待者では、継父の割合が高いことが注目される。ステップファミリーにおける継父からの虐待は 11 例 (68.8%) であり、身体的虐待の合計を見ても、継父は 12 例 (26.1%) と、実父 11 例 (23.9%) を超えている。生命に関わる重度の身体的虐待は父親が虐待者であることが多いといわれているが、今回の分析により、「父親」の内訳が明らかになった。

次に実母が虐待者である割合をみると、母子家族では 85.7% と圧倒的に高い割合であることは全ケースの統計と同様であるが、実父母家族においては 21.4% と大幅に減り、ステップファミリーでは 12.5% とさらに減少する。ここでも、家族内における母親の位置の違いが虐待の発生に関連していることがうかがわれる。

(4) 子どもの年齢と虐待者

表 5 には子どもの年齢別に見た家族類型と虐待者を示した。まず家族類型を見る

と、ケース数が最も多いものは、5 歳児は実父母家族 22 例、10 歳児は母子家族 14 例、14・15 歳児も母子家族 21 例であり、年齢が上がるにつれて家族の変動があったことがうかがえる。

ステップファミリーの虐待者として継父が多いことは先に述べたが、表からは年齢の上昇に伴い継父の割合が増える傾向が見える。ステップファミリーの 5 歳児ケースでは 44.4%、10 歳児ケースでは 66.7%、14・15 歳児ケースでは 72.7% と継父が虐待者である割合が上昇していた。子どもの年齢が高くなることで、新しい親子関係を形成することへの葛藤がより強くなることが考えられる。

(5) 虐待の発生と家族の変動

次に、ステップファミリー 29 例における虐待要因を表 6 で示した。虐待の要因としては、子どもの発達の遅れなど障害に関する子どもの特性や、親のアルコール嗜癖など疾病の問題や養育能力の問題があげられる。さらに失業・不安定就労など経済的困難を抱える家族も多かった。子どもが何らかの障害を持つケースの割合は、心理的虐待 66.7%、性的虐待 60% であるが、身体的虐待では 37.5% と違いがあった。親の疾病などの問題を抱える割合は、性的虐待 100%、ネグレクト 40% であり、身体的虐待では 50% だった。生活が困難であると判断されたケースは、心理的虐待 66.7%、性的虐待 60%、ネグレクト 60% と多く、身体的虐待では 31.2% であった。

家族の状況としては、再婚後に継父母と実父母間に新たな子どもが出生したことが、家族の関係を緊張させていたこともう

かがわれる。表にみるように身体的虐待では、生活困難、子どもの障害、親の問題などの要因以外に下の子の出生を契機に虐

待が起きているケースが数例であった。そこでは、家族再形成における親子間の葛藤が要因の一つになっていたと考えられる。

表5 年齢別の虐待者

年 齢	家族類 型	主な虐待者						合計
		実父	実母	実父母	継父	継母	その他	
5 歳	ステッ プ	1 (11.1%)	2 (22.2%)	0	4 (44.4%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	9 (100%)
	実父母	6 (27.3%)	12 (54.5%)	4 (18.2%)	0	0	0	22 (100%)
	祖父母	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	0	0	0	2 (100%)
	父子	0	0	1 (100%)	0	0	0	1 (100%)
	母子	1 (7.1%)	12 (85.7%)	0	1 (7.1%)	0	0	14 (100%)
	その他	0	1 (100%)	0	0	0	0	1 (100%)
	合計	9 (18.4%)	28 (57.1%)	5 (10.2%)	5 (10.2%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	49 (100%)
10 歳	ステッ プ	0	3 (33.3%)	0	6 (66.7%)			9 (100%)
	実父母	2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0			4 (100%)
	父子	1 (100%)	0	0	0			1 (100%)
	母子	0	14 (100%)	0	0			14 (100%)
	合計	3 (10.7%)	18 (64.3%)	1 (3.6%)	6 (21.4%)			28 (100%)
14, 15 歳	ステッ プ	0	0	0	8 (72.7%)	3 (27.3%)	0	11 (100%)
	実父母	0	3 (42.9%)	4 (57.1%)	0	0	0	7 (100%)
	父子	1 (100%)	0	0	0	0	0	1 (100%)
	母子	2 (9.5%)	1 (85.7%)	0	0	0	1 (4.8%)	21 (100%)
	その他	0	1 (50.0%)	0	0	0	1 (50.0%)	2 (100%)
	合計	3 (7.1%)	22 (52.4%)	4 (9.5%)	8 (19.0%)	3 (7.1%)	2 (4.8%)	42 (100%)

表6 虐待種別、虐待者と家族の状況

ID	種別	虐待者	家族の状況	児の障害	親の問題	生活困難
1	身体	実父	下の子出生	●		
2	身体	曾祖母	体罰容認している家族			—
3	身体	継父	体罰によるしつけ容認、規範意識強い		●	◎
4	身体	継父	父母の社会性欠如	●	●	◎
5	身体	実母	父が力で支配、父からの暴力もあり		●	●
6	身体	実母	子育てをめぐり祖父母との確執			○
7	身体	継父	規範意識強い	●	●	●
8	身体	継父	しつけ重視、自己中心的な父、			◎
9	身体	継父	しつけ重視、過度な父親責任、体罰容認	●		●
10	身体	継父	多子、しつけ重視、規範意識強い			○
11	身体	継父	養育力低い、児がスケープゴート的存在	●		◎
12	身体	継父	しつけ重視、力で支配する父、DV		●	●
13	身体	継父	下の子出生、しつけ重視、規範意識強い			○
14	身体	継父	下の子出生、実子と差別的対応	●	●	◎
15	身体	継父	しつけ重視、力で支配、児がスケープゴート		●	●
16	身体	継母	父入院		●	○
17	ネグレ	継父	児がスケープゴート、愛着無し、身体虐待もあり			—
18	ネグレ	実母	養育放棄気味			●
19	ネグレ	実母	養育意思低い			—
20	ネグレ	実母	養育意思低い		●	●
21	ネグレ	実母	養育意思低い		●	●
22	心理	継母	下の子出生	●		●
23	心理	継母	養育能力低い、ネグレクトもあり	●		●
24	心理	継母	しつけ重視、規範意識強い			◎
25	性的	継父	母入院	●	●	●
26	性的	継父	力で支配する継父	●	●	●
27	性的	継父	母の不在時間長い		●	◎
28	性的	継父	母の不在時間長い	●	●	●
29	性的	継父	力で支配する継父		●	◎

児の障害 : ●障害あり

親の問題 : ●障害、疾病あり

生活困難 : ●困難、◎少し困難、○非困難、—不明

そうした葛藤が起こる背景には、継子を健全に育てなければならないという継父母としての責任の過度な意識を持つことや、子どもには体罰による厳しいしつけが必要という誤った考えを持つ様子が記録にみられた。

D 考察

本報告は、再形成された家族における夫婦関係や親子関係が、虐待にどのように関わっているのかという関心から進められた。分析は、家族類型による虐待者の傾向を中心として行った。子ども虐待に関する多くの調査では、虐待者は実母が最も多く、虐待種類でみると身体的虐待と性的虐待では父の割合が高いと報告されている。全体的に実母が多い理由として、子育てが母一人の負担となっていることがあげられている。今回の調査においても全ケースでは実母が最も多い虐待者であり、身体的虐待と性的虐待は実父と継父が多いという結果であった。

ところが今回、父母子家族からステップファミリーを分け、新たな家族類型によって虐待者を検証した結果、家族構成の違いにより虐待者の割合は異なっていることが明らかになった。そしてその違いが各家族類型の抱える問題を示唆していた。それぞれの虐待要因を見ていくと、虐待の背景にある家族関係として共通の問題が存在していると考えられる。ステップファミリーに現れる身体的虐待からは、再形成された家族内における「父親の威厳」を示そうとする継父が、新しい親子関係に対する子どもの戸惑いを理解せず力で抑えようとしていたことがうかがえた。心理的虐待をしたス

テップファミリーの継母は、子どもとの良好な関係を形成できないことを直視できず、「しつけ」と称して子どもを遠ざけていたと見えた。継子との関係形成の難しさに加え、新たな夫婦関係に表れる力の不均衡、さらに親自身の社会的な対応能力の不足など様々な条件が重なり虐待につながったと考えられる。

そしてさらに、不均衡な力関係はステップファミリーに顕著であったのだが、他の家族類型においても見られることも分かった。実母による虐待が、母子家族に最も多く、実父母家族、ステップファミリーの順に減少していくことは、家族内における実母の置かれている状況が子どもの虐待に影響していることを表している。これは、女性が経済的に男性に依存せざるを得ないことなど、ジェンダーの問題として考えいく必要があるものである。

以上のように、家族類型ごとに虐待者は異なっていたが、家族内の不均衡な力関係、緊張、葛藤が家族内の弱者である子どもに向かったという共通点があった。このことから、虐待への対応には養育者である親の状況を理解することが求められると考える。

E 結論

本報告では、ステップファミリーに着目した家族類型別の虐待状況を検証したことにより、子ども虐待の背景にある家族内の権力関係をうかがうことができた。虐待が起こったステップファミリーには、新たな夫婦関係や親子関係における力の不均衡が暴力を容認し助長するという状況があったが、これは家族構成に関わらずすべての家庭に共通する問題でもあった。

子どもの虐待では、子どもが DV（ドメスティック・バイオレンス）環境下にあつたことを心理的虐待の範囲に入れているが、子どもに対する様々な暴力は、DV と同様に家族内の支配・被支配関係の問題と関連しているのであろう。虐待の対応について、ジェンダーの視点からの考察を今後の課題としたい。

平成21年度厚生労働科学研究報告書（政策科学総合研究事業）

『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的
困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』

研究代表者 松本伊智朗

分担研究報告（II 健康・障害と子ども虐待）

3 虐待事例に見られる養育者のメンタルヘルスの問題 - 早期支援のあり方の検討

澤田いずみ（札幌医科大学保健医療学部）

研究要旨

本報告は、「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」の全体調査から、養育者が何らかのメンタルヘルスの問題を有していた47例のケースを扱い、メンタルヘルスの実態と支援の課題を検討するものである。結果、以下のことが示された。

- ① 養育者が精神病・神経症に該当した事例は32事例（26.8%）、アルコール・薬物問題18事例（15.1%）、人格障害13事例（10.9%）であった。
- ② 最も多かった疾患名はうつ病・抑うつ状態で13例（10.9%）であり、統合失調症、躁うつ病などの精神病圏の疾患は各1事例と少なく、不安神経症、パニック障害など不安障害4例（3.3%）であり、診断名不明が13例（10.9%）と多かった。
- ③ 虐待の種別との関連ではネグレクト55事例中18例（32.7%）、心理的虐待事例では10例中2例（20.0%）、身体的虐待では46事例中19事例（41.3%）、性的虐待8事例は8事例（100.0%）が、親がなんらかのメンタルヘルスの問題を抱えていた。
- ④ 性的虐待8事例のうち、アルコール・薬物問題は62.5%（5例）、母親に精神病・神経症を認める割合が62.5%（5例）が該当し、父親側にDVまたはアルコールの問題がある事例が5事例（62.5%）見られ、性的虐待は女性側の力が弱い状況下で生じていることが推察された。
- ⑤ 精神病・神経症を有する場合は、約4割以上が自らの困難状況を自覚し受理前に医療機関に支援を求めていた。一方、アルコール・薬物問題のみが該当した11事例はすべて受診歴がなく、虐待を通じて支援機関に繋がっている割合が高かった。

虐待事例の約4割に養育者にメンタルヘルスの問題が認められ、虐待支援における大きな課題と考えられた。精神病・神経症を有する場合は、精神科医療機関に早期支援の可能性が見出されたが、アルコール・薬物問題を抱えている場合、危機的状況となるまで支援機関に繋がらない深刻さが示された。今後、精神保健福祉・医療機関における子育て支援機能の充実を図るとともに、児童福祉、母子保健機関との連携を強化する必要がある。また、精神疾患や薬物依存に関わる教育・啓発が親のみでなく子どもにも必要と考えられた。

A 研究目的

平成 21 年度の子ども虐待による死亡事例等の検討結果（第 5 次報告）¹⁾は、死亡事例 115 例 142 人のなかで、親の「育児不安」「うつ状態」の割合が高く、実母に問題を抱える場合が多いと報告している。また、川崎市が平成 15 年に行った調査（川崎市精神保健福祉ニーズ調査報告書²⁾）は、精神疾患を有する人で「子どもがいる」と回答した者は全体の 25% であったと報告している。

言うまでもなく、精神疾患を有するから子どもを虐待するというような単純な構造ではない。過重な育児負担は親のメンタルヘルスに圧し掛かり、メンタルヘルスの悪化は孤立を招き、さらなる育児負担へと繋がる。このように、育児負担とメンタルヘルスの問題は、相乗的に関連しながら虐待の様相を帯びてくる。適切な支援が行われなければ、子どもの虐待問題は深刻化する。そして、精神障害への偏見を助長し、この偏見は精神障害を持つ人を更なる孤立へと追いやり、支援が必要であると言う議論さえ危うくする。

精神障害は周囲に理解されにくく、適切な受診や支援に繋がりにくい障害である。今回、精神障害を抱える人への支援の手立てを考える一助として、虐待事例に見られた親のメンタルヘルスの問題と児童相談所受理に至る経過と受診状況の実態を明らかにしたい。

B 研究方法

児童票の記述内容から、養育者のメンタルヘルスの問題を抽出し、精神病・神経症、アルコール・薬物問題、人格障害の 3 つに分類した。3 つのいずれかに該当した

事例について、診断名、受診時期、発症時期についても抽出し、虐待の種別、重症度、相談に至る経過との関連から、メンタルヘルスの問題別の特性と支援について考察した。

1. 養育者のメンタルヘルスの実態

診断名と該当数について表に示した。さらに、虐待の種別と子どもの年齢との関連を表に示し、重症度とも合わせてメンタルヘルスの特徴を考察した。

2. 児童相談所受理状況と受診状況

養育者の抱えるメンタルヘルスの問題と児童相談所に受理される前の相談内容、最初の通告との関連を表に示し、メンタルヘルスの問題別の特徴について考察した。

C 研究結果

1. 虐待事例に見られた養育者のメンタルヘルスの実態（表 1）

1) 虐待事例に見られた養育者のメンタルヘルスに関する診断名（表 1）

今回の調査において、養育者が精神病・神経症に該当した事例は 32 事例 (26.8%)、アルコール・薬物問題 18 事例 (15.1%)、人格障害 13 事例 (10.9%) であった（表 1）。その内訳を見ると、精神病・神経症では実母の該当が圧倒的に多く、父親 2 例に対して、32 例が該当した。母親の疾患で最も多かった疾患名はうつ病で 11 例 (9.2%) であった。神経症より精神病の該当事例が多かったが、病名不明は総計で 15 例 (46.8%) であり、この分類結果の信憑性には課題があると考える。いずれにしても、統合失調症、躁うつ病といった明らかな精神病圏は各 1 事例と少なく、不明も含めてほとんどが、うつや不安を主訴とする神経症圏の母親の占める割合が多いと考えられ